令和５年度　第１回　大阪府立学校いじめ防止対策審議会議事録

令和５年９月６日（水）

１０：００～１２：００

於：府庁別館６階教育委員会議室

出席者　新井肇（関西外国語大学教授）、伊山喜二（大阪社会福祉協議会）、

栗本美百合（大阪府臨床心理士会）、中村智恵美（大阪府立高等学校ＰＴＡ協議会）、峯本耕治（大阪弁護士会）、山下仰（大阪精神診療所協会）

事務局　大阪府立学校いじめ防止対策等審議会規則第８条第２項、「委員の過半数が出席」を満たしておりますので、審議会の成立を確認します。

委員　　限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をいただければと思います。まず、

　　　大阪府附属機関条例の改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、大阪府附属機関条例の改正について説明いたします。大阪府立学校いじめ防止対策等審議会において、いじめ以外の事案、具体的には府立学校の児童及び生徒の自殺又は自殺未遂の事案に対して、第三者機関による調査を行えるように大阪府附属機関条例を、令和５年６月19日に改正しました。改正の内容については、本審議会において、いじめ以外の事案についての調査が可能となるよう、その担任事務及び名称を改正しています。改正後に追加した担任事務は「並びに学校生活に起因する府立学校の児童及び生徒の自殺又は自殺未遂があった場合（その疑いがある場合を含む。）に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務」となっています。以上のように附属機関条例を改正しておりますが、本審議会については、担任事務の前半の部分、いじめ防止対策推進法第十四条第三項に規定するいじめの防止等のための対策について、ご審議いただくことには変わりありません。事務局からの説明は以上です。

委員　　府立学校の生徒で令和４年度に生起した自殺、自殺未遂は把握しているのか。また国の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づいた背景調査は行っているのか。

事務局　把握している。府立学校においては、背景調査の中で、学校がすべきである基本調査を必ず実施している。今回、国の指針に基づいた背景調査のうち、詳細調査についても、第三者機関による調査を行えるようにするため、今回の改正に至った。

委員　　まずは、学校主体の基本調査を丁寧に行うことが大事。

委員　　次に、いじめ防止対策推進法第28条に係る重大事態案件について、この間、生起している事象について事務局より説明をお願いします。

（非公開）

委員　　では、続きまして、「いじめ初期対応マニュアルについて」とありますが、今回、これをテーマにした経緯や趣旨について、まず事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、いじめ初期対応マニュアルについて説明させていただきます。これは、府立学校の教職員向けのいじめ初期対応に関わるマニュアルの案になります。今年度の審議会ではこのマニュアルについて協議いただき、今年度末に府立学校へ発出したいと考えております。まず、本マニュアルの位置付けについてですが、本マニュアルはいじめが生起した後の対処に当たる「課題早期発見対応」に焦点を当てて作成しました。その理由としては、府立学校で生起するいじめについて、例えば、組織対応できていない、認知が遅い、担任一人で抱えてしまっている、部活動の顧問だけで抱えていた、等の初期対応の遅れにより重篤化してしまう事案が多いことがあります。マニュアルの冒頭には、昨年12月に改訂された生徒指導提要にあるいじめ対応の重層的支援構造と本マニュアルの位置付けを示しております。次に、初期対応のポイントについては、５点記載しています。この５つのポイントをふまえ、次にいじめ対応の基本的な流れを記載しています。いじめ対応の基本的な流れについては、いじめを発見した際、まずポイント①として「被害児童生徒のケア」何よりも被害に寄り添い、被害の気持ちを受け止めること。次に、ポイント②として、「学校いじめ対策組織で対応」一人で判断せず、学校いじめ対策組織を起点とした組織対応が重要となります。次に、ポイント③として、「情報の収集・集約　正確な実態把握」情報収集や事実確認等正確な実態把握が重要であり、その際、関係者への聴き取りについては、同時、個別、別室で実施することが望ましいこと、また、記録をしっかりとることが重要となります。次にポイント④として、「指導支援体制の構築」です。学校いじめ対策組織のもと、関係生徒への指導支援方針の決定と教職員の共通理解を図り、こちらについても記録をしっかりとることが重要となります。最後にポイント⑤として、「保護者との連携」です。加害・被害問わず、状況や指導支援方針について丁寧な説明を行い保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うことが大事です。これらのポイントを可能な限り迅速に組織対応し、今後の生徒への指導支援につなげます。また、この初期対応についてイメージしやすくするため、事例を掲載しております。最後に、参考資料として、いじめ等相談窓口の一覧や法律関係のリンク等を記載しています。

冒頭に申し上げましたが、本日は、本マニュアルについて協議していただければと考えております。説明は以上になります。どうぞよろしくお願いします。

委員　　それでは、事務局からの説明を踏まえ、府立学校へ発出するいじめ初期対応マニュアルについて協議したいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

委員　　いじめは奥が深いので、調査の中で生徒が置き去りになりやすい。中高連携をしっかり行い、事前に生徒を把握するとともに、生徒用のチェックシートなどいじめについての学びが必要。生徒を大事にしてほしい。

委員　　マニュアルだけ学校に届いても、現場の教員は見ない。これを活用した研修が必須である。

委員　　マニュアルの事例がきれいに流れすぎている。ケースを多く記載し、枝分かれのフローチャートにしてはどうか。また、記録についても「記録のための記録」ではなく「可視化して考えるための記録」にしてはどうか。

委員　　保護者との連携は不可欠である。加害側、被害側の保護者へ任せっきりにしてはいけない。学校は事案に対してどのように指導・支援し、生徒と関わっていくのかを説明する必要がある。

委員　　具体例やモデルはよいが、各論点を抽出して記載すべき。文字数は多くなるが、記載してほしい。また、保護者へ連携を求める際の注意点なども記載してはどうか。

委員　　被害生徒・加害生徒の保護者問わず迅速、かつ正確に連絡をして情報を伝える必要がある。特に加害生徒の保護者へ連絡をとっていないケースが多いと思うので、保護者へ連絡が取れない場合や協力が得られない場合の対応も記載してはどうか。

委員　　支援学校へは配付するのか。

事務局　支援学校にも配付します。

委員　　このままの形では支援を要する児童生徒には活用できないのではないか。

委員　　「謝罪」で事象の終わりではなく、なぜ生起したのかを考え、学級の立て直し等を意味する関係の修復が必要である。

委員　　「関係修復」を「関係調整」や「見直し・再発防止・見守り等支援」にかえてはどうか。

委員　　多岐にわたるご意見ありがとうございました。学校現場が活用するにあたり、今回の初期対応マニュアルは学校現場が初期対応のイメージをしやすい、また実用的であることに重きを置いたマニュアルとするうえで、各委員の皆様から非常に参考になる意見が多くあったかと思います。

今回の協議の内容を踏まえて事務局側にはマニュアルの見直しをしていただき、次回の第２回審議会にてお示しいただければと考えております。どうぞよろしくお願いします。

事務局　ありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了いたします。